

令和7年度（2025年度）くまもと森林フェスティバル企画運営業務 実施要領

1 業務の目的

本業務は、森林・林業・木材産業の魅力、モノ、人、技術、情報を県民に周知し、より理解を深めてもらい、県民みんなによる森林づくりの機運を高めることを目的とする。

2 業務の内容

以下の内容を業務委託により実施する。

1 ステージイベントの開催

- 1) 上記1は開会式、閉会式、林業技能競技会表彰式、炭素固定認証式、森林吸収量認証書交付式、トークイベント等の開催

2 展示ブースの設置

- 1) 実行委員会や協賛団体（以下「実行委員会等」という。）によるパネル展示
- 2) 林業体験、各種ものづくり体験、木製品や食品の販売、キッチンカーによる食事提供の実施

3 イベントの広報

3 委託事業者の選定方法

企画コンペ方式

（理由）本業務の実施においては、豊富な広報等業務の経験等に基づき効果的に森林・林業・木材産業をPRすることが求められ、競争入札による業者選定では目的を達することが困難であるため。

4 企画コンペ参加候補事業者

企画コンペの参加候補事業者は、以下の要件を満たす事業者とする。

- (1) 「熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成18年5月12日熊本県告示第521号）に基づく審査を受け、物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿の業務区分「業務委託」、業種「広報・広告業務」に登録されていること。
- (2) 県内に本店又は支店があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にないこと。

5 委託事業者の選定方法

提案者のプレゼンテーション及び提出書類に基づく審査を行い、委託事業者を選定する。

6 契約方法

5の選定方法により選定した事業者と単独随意契約を締結する。

7 委託期間

委託契約締結の日から令和8年(2026年)1月30日(金曜日)まで

8 委託限度額

7,600千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費一切を含む。

なお、上記金額は提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

9 予算

予算 7,600千円

10 検査員

事務局長 續 健一

11 今後のスケジュール

(1) 公 告 (HP掲載) : 令和7年(2025年)7月 2日(水曜日)

(2) 参加申込書提出期限 : 令和7年(2025年)7月16日(水曜日)

(3) 企画提案書提出期限 : 令和7年(2025年)7月23日(水曜日)

(4) 企画コンペ審査会 : 7月下旬

(5) 審査会結果通知 : 速やかに実施

(6) 委託契約内容協議・締結 : 速やかに実施

(7) 業務完了期限 : 令和8年(2026年)1月30日(金曜日)